

議案第 12 号

議決第 号

始良市職員の定年等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

始良市職員の定年等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市職員の定年等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（始良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 始良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年始良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

（始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成22年始良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項に次のただし書を加える。

ただし、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任をする場合は、この限りでない。

（始良市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 始良市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成22年始良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の5分の1に

相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成22年始良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(始良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 始良市職員の育児休業等に関する条例（平成22年始良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第10条に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例（平成22年始良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第3項」を「第4項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 始良市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(始良市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 始良市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22

年始良市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(始良市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 始良市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年始良市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員(始良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年始良市条例第21号。以下「改正定年等条例」という。)附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、始良市職員の定年等に関する条例(平成22年始良市条例第30号)第12条又は第13条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 改正定年等条例附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員(この条において、暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第6条の規定による改正後の公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(始良市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 始良市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の2及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(始良市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 始良市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第6条、第7条、第14条及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。